

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
1	サービス利用関係	新規でサービスを利用する人が、介護認定を受けて「非該当」となり、基本チェックリストで該当となった事業対象者は、基準緩和型サービスを利用できるが、現行相当サービスは利用できないのか。	事業対象者は、総合事業の全てのサービスを利用できません。ケアマネジメントにおいて、現行相当サービスが自立のために必要と判断されればご利用いただけます。	平成29年2月17日
2	サービス利用関係	訪問サービスと通所サービスの併用は可能か。	ケアマネジメントにおいて必要と判断されれば、訪問サービスの介護予防訪問サービス又は家事応援訪問サービスと通所サービスの介護予防通所サービス又はミニデイ型通所サービスを併用してご利用していただくことは可能です。	平成29年2月17日
3	サービス利用関係	同じ通所サービスにおいて介護予防通所サービスとミニデイ型通所サービスの併用は可能か。	併用はできません。同様に、介護予防訪問サービスと家事応援型訪問サービスの併用もできません。	平成29年2月17日
4	サービス利用関係	総合事業でも、通所サービスと予防通所リハビリの併用や2カ所の通所サービスの併用は利用できないのか。	介護保険制度に準じて、総合事業を実施後でも通所サービスと予防通所リハビリの併用はできません。また、通所サービスについても1カ所の利用となります。	平成29年2月17日
5	手続き	要支援者に更新のお知らせは、全員発送するの か。	従前どおり要支援1・2の方には全員に更新のお知らせをお送りします。平成29年2月発送（認定期限が平成29年4月末で切れる方）分から総合事業の案内を同封して送付します。	平成29年2月17日
6	手続き	通所サービス、訪問介護のみの利用者でも更新申請書は届くのか。	利用しているサービスに関らず、要支援1・2の認定を受けている方については、更新申請書を送付します。	平成29年2月17日
7	手続き	基本チェックリストは更新のお知らせと一緒に同封されて届くのか。届いたらケアマネジャーが利用者 と相談して返信するのか。	基本チェックリストは、高齢福祉課・介護保険課・古河及び三和の市民総合窓口室の各窓口にて直接受付しますので、更新のお知らせと一緒に同封はいたしません。ただし、本人が実施した基本チェックリストをケアマネジャーが代行して市に提出する場合は、市ホームページに基本チェックリストを掲載予定ですのでご利用ください。※基本チェックリストは、平成29年4月1日以降、上記各窓口 に設置するほか、市ホームページより入手できます。	平成29年2月17日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
8	手続き	新規でサービスを利用する人が、介護認定を受けて「非該当」となった場合、基本チェックリストは非該当の通知に同封されるのか。	上記の質問と同様の取扱いになります。	平成29年2月17日
9	手続き	要支援認定更新申請をせずに、基本チェックリストの実施による事業対象者となる手続きを行うときに、ケアマネジャーが基本チェックリスト等を代行で提出する場合はどこに提出すればよいか。	【訂正】担当地区の地域包括支援センター高齢介護課に提出してください。	平成29年2月17日 令和3年12月1日
10	手続き	要支援の更新をせずに基本チェックリストにて家事応援訪問サービスやミニデイ型サービスを利用していると、被保険者証の有効期限が切れるがそのままではよいか。また、予防給付サービス(福祉用具貸与等)が必要になった時に更新申請をすればよいか。	基本チェックリストにより、総合事業の対象者となりますと、要介護状態区分等の欄に「事業対象者」と表記された被保険者証を発行します。事業対象者には認定有効期間はありません。なお、予防給付のサービスが必要になった際には、改めて要介護認定を申請していただきます。	平成29年2月17日
11	手続き	介護保険更新申請書は、総合事業以外のサービスを利用されている方には届くのか。	要支援者の方であれば、従来どおり更新申請書を発送します。	平成29年2月17日
12	手続き	要支援の認定を受けている第2号被保険者は、特定疾病の方なので介護保険の更新が必要と考えていいか。	総合事業の事業対象者は、介護保険法施行規則第140条の62の4において、居宅要支援者、あるいは基本チェックリストに該当した第1号被保険者とされています。したがって、第2号被保険者がサービス事業を利用する場合には、要支援認定を受ける必要があります。	平成29年2月17日
13	指定基準	現行の介護予防通所介護指定事業者が3時間のデイサービスを行っている場合、総合事業開始後はミニデイ型通所サービスの指定事業者となるのか。	現行の介護予防通所介護と介護予防通所サービスの指定基準は同等となりますので、現行の介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業開始後は介護予防通所サービスの指定事業者となります。なお、介護予防通所サービスは現行同様、時間の基準はありませんが、人員・設備・運営等の基準を満たす必要があります。	平成29年2月17日
14	指定基準	一つの事業所において現行相当サービスと基準緩和型サービスの両方の指定を受けることができるのか。	それぞれの当該基準を満たせば可能です。	平成29年2月17日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
15	指定基準	ミニデイ型通所サービスの従事者に資格要件はあるか。	ミニデイ型通所サービスは人員基準を緩和するため、管理者・従事者ともに資格要件はありません。	平成29年2月17日
16	指定基準	ミニデイ型通所サービスの管理者は他の職務に兼務可能となっているが、従事者との兼務は可能か。	従事者は専従1人以上必要となりますので、専従者1名は管理者と兼務できません。専従者1名以外の従事者は管理者との兼務は可能です。	平成29年2月17日
17	指定基準	現行相当サービスの指定は受けず、基準緩和型サービスのみ指定を受けることはできるか。	基準緩和型サービスのみ指定を受けることもできます。	平成29年2月17日
18	指定基準	家事応援訪問サービスは1回あたり60分程度となっているが、具体的に前後何分までを60分程度とするのか。	現行の介護予防訪問介護に準じて対応してください。	平成29年2月17日
19	指定基準	ミニデイ型通所サービスは介護予防通所サービスと同一の場所(フロア)で実施できるか。例えば、定員15名のデイサービスにおいて、介護予防通所サービス10名、ミニデイ型通所サービス5名というのは可能か。	可能です。ただし、その場合に利用者の処遇に支障を来たさないよう配慮する必要があります。	平成29年2月17日
20	指定基準	介護予防通所サービスとミニデイ型通所サービスを曜日によって分けて実施することは可能か。例えば、介護予防通所サービスを月、火、水、木に実施し、金のみミニデイ型通所サービスを実施するなど。	それぞれの曜日において、当該基準を満たせば可能です。	平成29年2月17日
21	指定基準	ミニデイ型通所サービスは3時間以上が基本のため、午前と午後で分けて(利用者を入れ替えて)実施することは可能か。	午前、午後それぞれが当該基準を満たせば可能です。	平成29年2月17日
22	指定基準	現行の通所介護と介護予防通所サービス、ミニデイ型通所サービスを一体的に行う場合、利用定員の扱いはどのようになるか。	現行の通所介護と介護予防通所サービスの合算で利用定員を定め、これとは別にミニデイ型通所サービスで利用定員を定める必要があります。	平成29年2月17日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
23	指定基準	みなし指定を受けている事業所において、運営規定を総合事業にも対応するように文言の修正をした場合、変更届はどこに(県か市か)提出すればよいか。	単に「総合事業を実施する」旨を追加する改正であれば、県への届出は不要です。市についても同様の取り扱いとします。	平成29年2月17日
24	指定基準	現在、当事業所で介護予防通所介護を提供しているが、総合事業にて介護予防通所サービスを別の場所で行いたい場合、みなしではなく新規に申請は必要か。また、申請場所は古河市でよろしいか。	みなし指定は継続されます。ただし、県及び市に変更届をご提出いただきます。	平成29年2月17日
25	指定基準	介護予防通所サービスまたはミニデイ通所サービスを行う際、どちらも施設基準として1人辺り3㎡とのことだが、例えばサービスを行う施設が2階建てで1階で15㎡、2階で15㎡面積がある場合(静養室・相談室・事務室除く)、合算で10人の利用者に同時にサービスを提供することは可能か。	通所サービスを提供するために必要な場所の面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とします。なお介護予防通所サービスの場合、食堂及び機能訓練室の広さを合計した面積とします。	平成29年2月17日
26	指定基準	古河市では総合事業を行う事業所を4月以降も随時受けると説明会で聞いたが、古河市における総合事業を行う事業所の上限などは決めているか。市区町村によっては事業者数に上限を定めているところもあるが、古河市ではいかがか。	総合事業開始時においては、指定事業者の上限を設けません。	平成29年2月17日
27	指定基準	総合事業に参入する場合、新たに事業者番号を付すのか。	既に県の指定を受けている事業者については、県が付した指定番号を総合事業においても使用します。	平成29年2月17日
28	指定基準	古河市の指定を受けた地域密着型通所介護と県の指定を受けた介護予防通所介護の両方の指定を受けている事業者が、古河市の総合事業に係る事業者指定を受け、介護予防通所サービスを提供する場合、市指定の地域密着型通所介護の対象者同様、利用者は古河市民に限定されるのか。	総合事業の利用対象者は、要支援1・2に認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と認定された方となります。地域密着型通所介護は要介護1～5に限定されるものです。一方、総合事業の介護予防通所サービスは現行の介護予防通所介護と同様の取扱いとなりますので、利用対象者を古河市民に限定するものではありません。ただし、市外の方にサービスを提供される場合は、当該市町村の指定をうけていただくこととなります。	平成29年2月17日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
29	認定ヘルパー	古河市認定ヘルパー養成研修は受講対象者の年齢等の要件はあるのか。	市内在住の方であれば、受講対象者の年齢要件を設けていません。	平成29年2月17日
30	ケアマネジメント	訪問介護の家事支援、身体介護の明確な振り分けについて、要介護の身体、生活の振り分けの考え方でよいのか。決めるのはケアマネと利用者と家族で決めてよいのか。	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」老計第10号を参照のうえ、対応してください。	平成29年2月17日
31	ケアマネジメント	更新手続きの際に基本チェックリストをする(しない)かはケアマネジャーと利用者と家族で相談して実施してよいのか。	基本チェックリストのみ実施し、事業対象者としてサービス利用するかは、ケアマネジメントのうえ、判断していただきます。	平成29年2月17日
32	ケアマネジメント	訪問介護やデイサービスの外、居宅療養管理指導やショートステイなど利用していても要支援の更新をし、今までの予防のケアマネジメントでよいのか。	ショートステイを利用している月については、現行通り予防支援にてケアマネジメントを実施して下さい。	平成29年2月17日
33	ケアマネジメント	契約時、地域包括支援センター職員がケアマネジャーと同行訪問するのは初回申請のみか。地域包括支援センターで訪問日時など調整してもらえるか。また、総合事業には認定調査票がないため頂けないのか。	利用開始時に担当ケアマネジャーがおらず、新規にサービスを利用する場合は、予防給付、総合事業の利用に関わらず地域包括支援センターの職員が契約に同行いたします。また、日時は調整いたします。要支援1・2の方については、現行通り適切なマネジメントができるよう医師意見書、認定調査票をお渡します。	平成29年2月17日 平成29年4月28日 修正
34	ケアマネジメント	総合事業の支援件数はどうかカウントするのか。	介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援専門員の通減制には含めないため、人数換算の必要はありません。	平成29年2月17日
35	ケアマネジメント	基本チェックリストを実施したら対象にならなかった。一般介護予防事業を利用する際、ケアマネジャーは担当者として役割を継続するのか。	平成29年度においては、担当者としての役割は想定しておりません。	平成29年2月17日
36	ケアマネジメント	家事応援訪問サービスを利用できる人は現行と同様、独居など特定の人に限られるのか。	現行の介護予防訪問介護に準じて、同様の取扱いとなります。	平成29年2月17日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
37	ケアマネジメント	初回の方が要介護認定を申請し、暫定プランで総合事業の訪問型サービスを利用していたが、認定結果、要介護1となった場合、訪問型サービスを利用した分の費用は、全額自己負担となるのか。あるいは要介護1で総合事業の利用者として給付管理が可能か。	要介護認定結果が出る前に、総合事業のサービスを利用していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定申請日から介護給付のサービスを受けるまでの期間は事業対象者として取扱うことが可能です。	平成29年2月17日
38	ケアマネジメント	暫定や区分変更で、総合事業のサービスと介護予防サービスを利用している方が、家事応援訪問サービスと予防通所リハビリを利用したが、要介護1と認定された場合、家事応援訪問サービスは自己負担になるのか。	要介護認定申請と同時に給付サービスである予防通所リハビリの利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、総合事業の事業対象者として取り扱うかによって全額自己負担がどちらになるか決定します。	平成29年2月17日
39	ケアマネジメント	居宅介護支援のプランを40件以上作成した場合には通減制があるが、総合事業の介護予防ケアマネジメントの件数は介護予防支援同様に計算するのか。	総合事業における介護予防ケアマネジメントには、報酬の通減制度を設けていないため、受け持ち件数に影響はありません。	平成29年2月17日
40	ケアマネジメント	最近、要支援を更新し有効期限が平成30年2月末日となる方が、通所介護や訪問介護サービスの利用を継続する場合、6カ月ごとの評価や基本チェックリスト等で総合事業の事業対象者になると、要支援の認定期間であっても移行するのか。	更新認定までは現行の予防給付でのサービス提供となります。したがって、当該質問の場合、平成30年3月が総合事業への移行時期となります。	平成29年2月17日
41	請求関係	介護予防通所サービスは月額報酬だが、現行の介護予防通所介護は報酬が日割り算定となる場合（同月にショートステイを利用した場合や介護度が途中で変更になった場合など）があるが、総合事業でも同様の日割りとなるか。	介護予防通所サービスは、現行の介護予防通所介護と同様の取扱いとなり、日割り算定についても同様となります。	平成29年2月17日
42	請求関係	ミニデイ型通所サービスの報酬は1回につき290単位となっているが、加算についても1回ごと、あるいは1か月ごとに算定となるのか。	ミニデイ型通所サービスには、運動器機能向上加算が加算されますが、これについては1か月ごとになります。	平成29年2月17日
43	請求関係	総合事業に係るコード番号等の詳細を知りたいのですが。	古河市のホームページ上に、サービスコード表を掲載します。	平成29年2月17日
44	請求関係	説明会の資料に介護予防通所サービスにサービス提供体制加算がないが、加算なしということでしょうか。	介護予防通所サービスの加算は、現行の介護予防通所介護と同じですので、サービス提供体制加算はありません。説明会資料では、加算のつく例としていくつか掲載しました。	平成29年2月17日

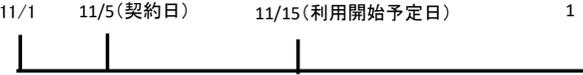
古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
45	請求関係	介護予防通所サービス・ミニデイ型通所サービスを、利用する際に送迎しなかった場合に減算はあるのか。	介護予防通所サービスは現行の介護予防通所介護と同様に送迎のない場合でも減算はありません。ミニデイ型通所サービスも送迎込みとします。したがって、利用者の送迎の有無に関わらず、1回あたり290単位となります。	平成29年2月17日
46	請求関係	基準を緩和した通所サービスについて、都内などを見ると基本単価が低い分(現行の6割・7割)、送迎加算や入浴加算などを設けている市区町村もあるようですが、古河市ではどのような取扱いなのか。	ミニデイ型通所サービスに係る加算は、運動器機能向上加算のみとなります。	平成29年2月17日
47	請求関係	生活保護受給者は、現行どおり公費負担となるのか。	総合事業についても、予防給付と同様、生活保護法における介護扶助の対象となります。(生活保護法第15条の2)	平成29年2月17日
48	請求関係	ショートステイの利用者で、総合事業の家事応援訪問サービス、あるいはミニデイ型通所サービスを利用する場合、介護予防では日割り計算であったが、1回あたりの単価請求でいいのか。	家事応援訪問サービス、ミニデイ型通所サービスについては、1回あたりの単価報酬となりますので、日割り算定はありません。	平成29年2月17日
49	サービス利用関係	介護保険料未納の利用者に対する給付制限はあるのか。	本市では、総合事業のサービスについては、当面の間、給付制限は適用しません。ただし、給付制限中の「要支援認定者」が総合事業のサービスのみを利用する場合、利用者負担助成事業、高齢介護予防サービス費相当事業の対象にはなりません。また、給付制限中の「要支援認定者」が総合事業のサービスと予防給付のサービスを併用する場合、予防給付のサービスには給付制限が適用されます。なお、両サービスともに、利用者負担助成事業、高額介護予防サービス費(相当)事業等の対象にはなりません。	平成29年3月6日
50	ケアマネジメント	総合支援事業でサービスを利用月に、ショートステイを利用するため介護申請(新規申請、更新申請)をした結果、要支援認定がでた。単発で1月のみショートステイを利用した場合、その翌月以降からは、有効期間満了日まで予防給付でサービスを算定するのか。	ショートステイを利用した月は、予防給付で算定し、それ以外の月(総合事業サービス利用のみ)は、総合事業で算定します。	平成29年3月24日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
51	指定基準	家事応援訪問サービスは1回あたり60分程度となっているが、60分未満で終わる場合もよいのか。	60分程度という提供は目安です。ケアマネージャーがアセスメントをした結果、サービス提供に必要な時間であると判断すれば、60分未満でも可能です。	平成29年4月7日
52	ケアマネジメント	基本チェックリストにより事業対象者となった人が、その後要介護認定申請を行い、その結果、要支援の認定を受けた。「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」は事業対象者となった時に提出済みだが、サービスの利用を開始する際に再度提出する必要はあるか？	今まで提出が必要としてきましたが、 要支援→事業対象者、事業対象者→要支援の場合の提出は不要とします。 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書は、新規で要支援又は事業対象者の認定を受けた時や認定の内容に変更があった時(要支援→事業対象者、事業対象者→要支援)に提出が必要となります。 また、要支援者が利用するサービスを変更(予防給付→総合事業、総合事業→予防給付など)した場合は、要支援者であることには変わらないため、提出は不要です。	平成29年7月18日 令和3年4月1日
53	日割り請求	古河市では、総合事業における介護予防訪問・通所サービスは月額包括報酬としているが、日割りの算定方法は予防給付と同じか。	予防給付と異なる点として、利用者との契約開始または契約解除については、契約日または契約解除日を起算日として日割り請求となります。 ただし、契約月にサービス利用はなく、翌月からサービス利用を開始した場合は、当該月についてはサービス事業費の請求はなく、翌月以降サービス事業費の請求となります。 なお、要支援1⇔要支援2の区分変更は変更日から、要介護→要支援の区分変更は契約日から日割り請求するのは従来の予防給付同様です。 詳細については、同ホームページ内『月額包括報酬の日割請求にかかる適用』をご確認ください。	平成29年11月27日

古河市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答	発出日
54	日割り請求	月途中で利用者が死亡した場合、または入院した場合の日割り請求はどう取り扱うのか。	月途中で利用者が死亡した場合は、死亡日を起算日として日割り請求となります。 また、月途中で入院した場合は、入院に伴い契約解除していれば日割り請求、契約が継続していれば月額包括報酬による請求となります。	平成29年11月27日
55	日割り請求	月の途中で新規に契約し、契約月中に総合事業を利用する場合の日割り請求はどう取り扱うのか。	No.53の回答のとおり、利用者との契約日を起算日として日割り請求を行います。ただし、利用者と事業者双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。 	平成29年11月27日
56	サービス利用関係	医療保険でのリハビリを定期的を受けているが、短期集中介護予防通所サービスも併用して利用できるか？	医療保険でのリハビリと短期集中介護予防通所サービスとの併用はできません。同時に両者を併用すると、リハビリの目標や方向性に食い違いが生じる可能性があること、リハビリの効果にも影響を及ぼす恐れが考えられることから、併用はできないものとしています。	平成30年10月29日
57	サービス利用関係	デイサービスを週1回利用してる事業対象者が、週2回の利用を希望している。地域包括支援センターの許可があれば週2回利用することが可能か？	訂正「地域包括支援センター」の許可ではなく「保険者」の許可が必要となります。 事業対象者のサービス利用は、原則として要支援1相当とします。もし、事業対象者が要支援2相当のサービス利用を希望する場合には、介護認定を受けていただき、要支援2の認定を受ければ、要支援2相当の利用が可能になります。	令和元年4月1日 令和3年4月1日